

平成27年3月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 大山光一

平成26年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日 平成27年2月2日

判 決

秋田市

原

告

秋田県

原

告

秋田県

原

告

上記3名訴訟代理人弁護士

升 久 伊 長 小 永 利 藤 尾 川 英 保 藤 尾 川 英 明 真 行 史  
英 浩 尚

同

同

同

同

秋田市山王四丁目1番1号

被

告

秋田県選挙管理委員会  
勝 友 瑞 公 新 広 貞 昌 智  
美 弥 子 夫 司 全 夫 彦 之  
竹 佐 小 新 小 斎 小 木 國  
田 藤 堀 田 野 藤 寺 下 安

同 代 表 者 委 員 人

同 指 定 代 理 人

同

同

同

同

同

同

同

同 高 橋 芳 明  
同 橋 本 裕 巳  
同 島 山 秀 樹

## 主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

#### 1 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の秋田県第1区における選挙を無効とする。

#### 2 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の秋田県第2区における選挙を無効とする。

#### 3 原告 の請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の秋田県第3区における選挙を無効とする。

### 第2 事案の概要

1 本件は、平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、それぞれ秋田県第1区、同第2区、同第3区（以下「秋田県各区」という。）の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する平成25年法律第68号（以下「平成25年改正法」という。）による改正後の公職選挙法13条1項、別表第1の定め（以下「本件区割規定」という。）は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の秋田県各区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

## 2 前提事実（争いがない事実、顕著な事実及び証拠により容易に認められる事実）

- (1) 本件選挙は、本件区割規定に基づく選挙区割り（以下「本件選挙区割り」という。）に従って、平成26年12月14日に施行されたものであり、原告\_\_\_\_\_は、本件選挙の秋田県第1区の、原告\_\_\_\_\_は、本件選挙の秋田県第2区の、原告\_\_\_\_\_は、本件選挙の秋田県第3区の各選挙人である。
- (2) 本件選挙施行時における衆議院議員の定数は475人であり、うち295人が小選挙区選出議員、その余の180人が比例代表選出議員である（平成25年改正法による改正後の公職選挙法4条1項）。
- (3) 本件選挙施行当日の衆議院議員総選挙小選挙区選出議員選挙における選挙区間の選挙人数の最大較差は、最小の宮城県第5区を1とした場合、最大の東京都第1区は2,129であり、宮城県第5区との較差が2倍を超える選挙区は13あった（以下、較差に関する数値は全て概数である。乙1）。

## 3 爭点

- (1) 本件区割規定の合憲性  
ア 本件区割規定の定める本件選挙区割りは、本件選挙当時、憲法の要求に反する状態にあったか  
イ 合理的期間論の適用の当否
- (2) 本件選挙の効力

## 4 原告らの主張

- (1) 爭点(1)（本件区割規定の合憲性）について  
ア 爭点(1)ア（本件区割規定の定める本件選挙区割りは、本件選挙当時、憲法の要求に反する状態にあったか）について  
(ア) 憲法56条2項、1条、前文1段違反

主権の存する国民が正当に選挙された国会における代表者を通じて行動するとした憲法1条、前文1段、両議院の議事は出席議員の過半数で決する旨の同法56条2項は、全出席議員の過半数が必ず国民の過半数から選出されるようにする（主権者の多数意見と国会議員の多数意見が一致する）ための手段として人口比例選挙を保障しているところ、本件区割規定は、人口比例に反する配分となっているから、違憲である。

(イ) 憲法14条等違反

本件区割規定は、最高裁平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁（以下「平成23年大法廷判決」という。）及び同平成25年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁（以下「平成25年大法廷判決」という。）が憲法の投票価値の平等の要求に反すると判断した1人別枠方式の構造的な問題を最終的に解決しておらず、本質的にみて同方式を廃止していないから、違憲である。

イ 争点(1)イ（合理的期間論の適用の当否）について

(ア) 合理的期間論は、違憲状態の選挙を有効として憲法の最高法規性を否定する点で、憲法98条1項に反する。

(イ) そうでないとしても、合理的期間の起算点は、1人別枠方式に係る部分が憲法の投票価値の平等の要求に反する旨判示した平成23年大法廷判決の言渡日である。衆議院議員選挙区確定審議会（以下「区画審」という。）による選挙区改定案の勧告については国政調査の官報公示日から1年以内に行うものとされ（衆議院議員選挙区確定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）4条）、緊急是正法においても同法施行日から6か月以内（同法附則3条3項）に行うことを予定していたことによらしても、上記言渡日から本件選挙日までの3年8か月22日の間に合理的期間は徒過している。

(2) 争点(2)（本件選挙の効力）について

ア 上記(1)のとおり、本件区割規定は違憲無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の秋田県各区における選挙も無効である。

イ 選挙を違憲としながら無効としないという事情判決の法理は、憲法の最高法規性を否定するなどの点で、憲法98条1項に反する。

最高裁が違憲無効判決を言い渡し、小選挙区選出の衆議院議員295名全員が判決日以降議員資格を失っても、比例代表選出議員180名が衆議院の活動を行い得るから、社会的混乱は生じない。

## 5 被告の主張

### (1) 争点(1)（本件区割規定の合憲性）について

ア 争点(1)ア（本件区割規定の定める本件選挙区割りは、本件選挙当時、憲法の要求に反する状態にあったか）について

本件区割規定は、平成23年大法廷判決が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあると判断した平成24年法律第95号（以下「平成24年改正法」という。）による改正前の旧区割規定及び旧選挙区割りを平成25年に改正した後のものである。本件選挙区割りは、平成23年大法廷判決が合理的基準と認めた区画審設置法3条1項の趣旨に沿うものであり、平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1.998倍に縮小されたから、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は解消された。

その後の人口変動の結果、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は2倍を超えたが、それ自体一定程度避け難いものである上、2.129倍と僅かに超えたにすぎず、平成25年大法廷判決では1人別枠方式の構造的な問題の最終的な解決は今後の国政調査の結果に基づく区割りの見直しを前提としていることなどからすると、直ちに憲法の要求に反する状態にあったとはいえない。

イ 争点(1)イ（合理的期間論の適用の当否）について

仮に本件区割規定の定める本件選挙区割りが、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態と評価されたとしても、前記アの諸事情に照らせば、国会において、本件選挙までの間に、本件選挙区割りが違憲状態となつたことを認識し得たとはいえない。

仮に国会において、いずれかの時期に本件選挙区割りが違憲状態となつたことを認識し得たと評価されたとしても、国会においては平成25年大法廷判決以降も選挙制度の改革に向けた検討を重ねており、今後も引き続き議論が進展していく見通しであることからすれば、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえない。

## (2) 争点(2)（本件選挙の効力）について

本件区割規定は違憲ではないから、これに基づき施行された本件選挙の秋田県各区における選挙は無効ではない。

## 第3 当裁判所の判断

1 前提事実、証拠（後記のもののほか、甲1、3、乙1ないし11〔枝番を含む。以下同じ。〕），弁論の全趣旨及び当裁判所に顕著な事実を総合すると、以下の事実関係が認められる。

(1) 衆議院議員の選挙制度は、平成6年の一連の公職選挙法の一部改正により、中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制（以下「本件選挙制度」という。）に改められた。

本件選挙施行当時の本件選挙制度によれば、衆議院議員の定数は475人、そのうち295人が小選挙区選出議員、180人が比例代表選出議員とされ（平成24年改正法による改正後の公職選挙法4条1項），小選挙区選挙については、全国に295の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされ（同法13条1項、別表第1。以下、後記の改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「区割規定」という。），比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については、全国に11の選挙区を

設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条2項、別表第2）。総選挙では小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている（同法31条、36条）。

- (2) 平成6年1月に成立した区画審設置法によれば、区画審は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法2条）。平成24年改正法による改正前の区画審設置法3条（以下「旧区画審設置法3条」という。）は、上記の選挙区の区割りの基準（以下、後記の改正の前後を通じて「区割基準」という。）につき、①1項において、上記の改定案の作成に当たっては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上にならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬと定め、②2項において、各都道府県の区域内の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当することとし（以下、このことを「1人別枠方式」という。），この1に、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすると定めていた（以下、この区割基準を「本件旧区割基準」といい、この規定を「本件旧区割基準規定」ともいう。）。区画審の勧告は、統計法5条2項本文（平成19年法律第53号による改正前は4条2項本文）の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ（区画審設置法4条1項），さらに、区画審は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、勧告を行うことができるものとされている（同条2項）。

- (3) 区画審は、平成12年10月に実施された国勢調査（以下「平成12年

国勢調査」という。)の結果に基づき、平成13年12月、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関し、旧区画審設置法3条2項に従って各都道府県の議員の定数につきいわゆる5増5減を行った上で、同条1項に従って各都道府県内における選挙区割りの改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、平成14年7月、その勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律(平成14年法律第95号)が成立した。平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙(以下「平成21年選挙」という。)の小選挙区選挙は、同法により改定された選挙区割り(以下「本件旧選挙区割り」という。)の下で施行された(以下、平成21年選挙に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めた上記改正後(平成24年法律第95号による改正前)の公職選挙法13条1項及び別表第1を併せて「本件旧区割規定」という。)。

- (4) 平成21年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.304であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は45選挙区あった。

このような状況の下で施行された平成21年選挙について、平成23年3月23日に言い渡された平成23年大法廷判決は、選挙区の改定案の作成に当たり、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとする旧区画審設置法3条1項の定めは、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであると評価する一方、平成21年選挙時に選挙区間の投票価値の較差が上記のとおり拡大していたのは、同条2項の1人別枠方式がその主要な要因となっていたのであり、1人別枠方式は既に立法時の合理性が失われていたものというべきであるから、本件旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分及び同区割基準に従って改定された本件旧区割規定の定める本件旧選挙区割りは憲

法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判示した。そして、同判決は、これらの状態につき憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、本件旧区割基準規定及び本件旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできないとした上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に上記の状態を解消するために、できるだけ速やかに本件旧区割基準中の1人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示した。

(5) この平成23年大法廷判決を受けて、平成23年10月以降、衆議院選挙制度に関する各党協議会の会合が十数回開催されて政党間の協議が行われた。その間、投票価値の較差のはずのほか、議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革の問題をめぐって検討が重ねられたが、成案を得られないまま、平成22年10月に実施された国勢調査（以下「平成22年国勢調査」という。）の結果に基づく区画審による選挙区割りの改定案の勧告の期限である平成24年2月25日を経過した。

その後は区画審が選挙区割りの改定案の検討に着手するための所要の法改正の作業が優先され、同年6月及び7月に複数の政党の提案に係る改正法案がそれぞれ第180回国会に提出された。これらの改正法案は、①1人別枠方式の廃止（旧区画審設置法3条2項の削除）及びいわゆる0増5減（各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員1人当たりの人口の少ない5県の各選挙区数をそれぞれ1減することをいう。以下同じ。）の点で内容を同じくし、②比例代表選挙の総定数の削減及び小選挙区選挙との連用制の採否の点で内容を異にするものであったが、上記②をめぐる政党間の意見対立のため会期中には成立に至らず、同年10月召集の第181回国会において、上記①のみを内容とする改正法案が、同年11月15日に

衆議院で可決され、翌16日に参議院で可決されて平成24年改正法（いわゆる緊急是正法）が成立した。

1人別枠方式の廃止を含む制度のは正のためには、区割基準に係る区画審設置法の改正と選挙区割りに係る公職選挙法の改正という二段階の法改正を要することから、平成24年改正法は、附則において、旧区画審設置法3条2項を削除する改正規定は公布日から施行するものとする一方で、各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする改正後の公職選挙法の規定は次回の総選挙から適用する（公職選挙法の改正規定は別に法律で定める日から施行する）ものとし、上記0増5減を前提に、区画審が選挙区間の人口較差が2倍未満となるように選挙区割りを改める改定案の勧告を公布日から6月以内に行い、政府がその勧告に基づいて速やかに必要な法制上の措置を講すべき旨を定めた。この改正により、旧区画審設置法3条1項が同改正後の区画審設置法3条（以下「新区画審設置法3条」という。）となり、同条においては前記(2)①の基準のみが区割基準として定められている（以下、この区割基準を「本件新区割基準」という。）。

(6) 平成24年改正法の成立日と同日に衆議院が解散され、その1か月後の平成24年12月16日に選挙（以下「平成24年選挙」という。）が施行されたが、それまでに新たな選挙区割りを定めることは時間的に不可能であったため、平成24年選挙は平成21年選挙と同様に本件区割規定及びこれに基づく前回選挙区割りの下で施行されることとなった。

平成24年選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差を見ると、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.425であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は72選挙区であった。

(7) 平成24年改正法の成立後、同改正法の附則の規定に従って区画審による審議が行われ、平成25年3月28日、区画審は、内閣総理大臣に対し、

選挙区割りの改定案の勧告を行った。この改定案は、平成24年改正法の附則の規定に基づき、各都道府県の選挙区数の0増5減を前提に、選挙区間の人口較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とするものであった。

上記勧告を受けて、平成25年4月12日、内閣は、平成24年改正法に基づき、同改正法のうち上記0増5減を内容とする公職選挙法の改正規定の施行期日を定めるとともに、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正事項（本件区割規定の改正規定及びその施行期日）を定める法制上の措置として、平成24年改正法の一部を改正する法律案を第183回国会に提出した。この改正法案は、同月23日に衆議院で可決されたが、参議院では議決に至らなかったため、同年6月24日、衆議院において再可決され、平成25年改正法として成立した。平成25年改正法は同月28日に公布されて施行され、同改正法による改正後の平成24年改正法中の上記0増5減及びこれを踏まえた区画審の上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正規定はその1か月後の同年7月28日から施行され、これにより、各都道府県の選挙区数の0増5減とともに上記改定案のとおりの選挙区割りの改定が行われ、平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は2.524倍から1.998倍へ、都道府県間の議員1人当たり人口の最大較差は2.066倍から1.788倍へ縮小された（甲5）。

(8) 平成25年11月20日に言い渡された平成25年大法廷判決は、平成24年選挙について、本件旧選挙区割りの下で再び施行されたこと、選挙区間の選挙人数の最大較差が2.425倍に達していたことなどに照らせば、同選挙時点でも、本件旧選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとした上で、国会がそのような状態を認識し得たのは平成23年大法廷判決の判断が示された同年3月23日時点であるところ、

平成24年選挙までに、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定が削除され、かつ、全国の選挙区間の人口較差を2倍未満に収めることを可能とする定数配分と区割り改定の枠組みが定められていること、司法権と立法権との関係、その他考慮すべき諸事情に照らすと、国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず、憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断することはできないから、本件旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできないとした。その上で、国会においては、今後も、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるとも判示した。

(9) 総務省は、平成25年12月26日、同年9月2日現在の衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数を発表した。これによれば、同日現在の選挙区間の登録者数の較差は、登録者数の最も少ない宮城県第5区と登録者数の最も多い北海道第1区との間で1対2.090であり、宮城県第5区と比べて較差が2倍以上となる選挙区は7選挙区であった（甲29）。

(10) 平成25年大法廷判決の後、国会において、各党がそれぞれの選挙制度改革案を提出したが、意見を集約することができなかった。そこで、平成26年6月19日、衆議院に、「衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うための有識者による議長の諮問機関として、『衆議院選挙制度に関する調査会』（以下「選挙制度調査会」という。）が設置された。諮問事項は、現行制度を含めた選挙制度の評価、衆議院議員定数削減の処理、1票の較差を是正する方途、現行憲法下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点等であり、各会派は、選挙制度調査会の答申を尊重するものとされている。選挙制度調査会においては、当時の衆議院議員の任期である平成28年12

月を念頭に、立法作業や周知期間を考慮して答申を行うため、月に1回ないし2か月に3回程度のペースで会合を開催するものとされ、まずは1票の較差問題について議論を行うものとされた。平成26年9月11日から同年11月20日までの間、計4回にわたる会議において、議員定数の地域への配分方式それぞれの概要と特性、各国の下院の定数配分や区割りの方法、各統計間（国勢調査人口、住民基本台帳人口及び選挙人名簿登録者数）の比較、各都道府県への議席配分方式のシミュレーション、各都道府県内での選挙区割りの基準等を踏まえた討議がされ、緊急是正を繰り返すことは安定性を欠き、旧区画審設置法3条2項に代わる制度的な1票の較差是正のルールを作るべきであるなどの議論がされた（乙3ないし8）。

- (11) 平成26年11月20日、同年1月1日現在の住民基本台帳を前提にした総務省の試算では、議員1人当たりの人口の最も少ない宮城県第5区と人口の最も多い兵庫県第6区との間の較差は2.109倍であり、宮城県第5区との較差が2倍以上となる選挙区は14あるとの報道がされた（甲6）。
- (12) 平成26年11月21日、衆議院が解散され、同年12月14日に本件選挙が行われた。本件選挙は、本件区割規定の定める本件選挙区割りの下で初めて施行されたものである。
- (13) 衆議院の解散により、選挙制度調査会の会議は休止されたが、各党は、解散に先立って開催された衆議院議院運営委員会の理事懇談会において、本件選挙後に選挙制度調査会の会議を再開することで合意した。本件選挙後に就任した衆議院議長も、就任後の記者会見において、選挙制度調査会を存続させた上で、結論を急ぐ考えを示し、平成26年12月26日に開催された衆議院議院運営委員会の理事会でも、選挙制度調査会を存続する方針が確認された。平成27年2月以降、選挙制度調査会において、上記諸問事項の検討が再開されている（乙9ないし11、弁論の全趣旨）。

## 2 爭点(1)（本件区割規定の合憲性）について

### (1) 基本的な考え方

憲法は、選挙権の内容の平等、すなわち各選挙人の投票価値の平等を要求しているものと解される（14条1項）。他方、この投票価値の平等は、各投票による選挙の結果に及ぼす影響力が数字的に完全に同一であることまでも要求するものではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合においては、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解される。具体的な選挙区を定めるに当たっては、これまで社会生活の上でも政治的、社会的機能の点でも重要な単位と考えられてきた都道府県を第1次的な基盤とし、これを細分化した市町村その他の行政区画などが基本的な単位として想定されるところ、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているものと解される。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上で、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕

組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである（最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁（以下「昭和51年大法廷判決」という），平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決等参照）。

(2) 争点(1)ア（本件区割規定の定める本件選挙区割りは、本件選挙当時、憲法の要求に反する状態にあったか）について

ア 憲法56条2項、1条、前文1段違反について

原告らは、両議院の議事は出席議員の過半数で決する旨の憲法56条2項、主権の存する国民が正当に選挙された代表者を通じて行動するとした同法1条、前文1段は、国民の多数意見と国会議員の多数意見を一致させる手段として人口比例選挙を保障するところ、本件区割規定は人口に比例した配分をしていないから違憲である旨主張する。

しかしながら、憲法の解釈として、国会議員の選挙制度の仕組みの決定について国会に裁量権があると解されることは上記2(1)のとおりであり、定数配分及び選挙区割りについても、国会において、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、民意の的確な反映の要請を実現するために非人口的要素として行政区画、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮することにも合理性がないとはいえない。原告らの主張する憲法の規定等についてみると、憲法56条2項は、両議院の議事について表決の方法を定めた規定であり、同法1条は、象徴天皇制と国民主権を定めた規定であり、同法前文1段の主権者たる国民が「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」という文言は、憲法が我が国では代表民主制又は間接民主制を採用することを宣言しているものと解されるのであって、これらの規定等が、国会において、国会議

員の選挙制度の仕組みを決定するにあたり、前記の非人口的要素を考慮することを許さない厳格な人口比例選挙を要求しているものとは解されない。したがって、原告らの上記主張は採用できない。

#### イ 憲法14条1項違反について

前記の基本的な考え方によると、衆議院議員の選挙制度の仕組みとして小選挙区制を採用した上で定数配分及び選挙区割りを決定するに際しては、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準としつつ、それ以外の非人口的要素として行政区画、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素も、合理性を有する限り国会において考慮することを許容しているものと解されるので、このような観点から本件区割規定の合憲性について検討する。

確かに、被告主張のとおり、本件区割規定への改定に先立ち、本件旧区割基準のうち1人別枠方式を含む旧区画審設置法3条2項は削除され、選挙区の改定案の作成につき、各選挙区の人口の均衡を図り、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるような区割りを基本とする同条1項のみが本件新区割基準（新区画審設置法3条）となったところ、同基準自体は、憲法の投票価値の平等の要求に配慮しつつ、合理的に考慮し得る他の諸要素を勘案した場合の限界を定めるという意味では不合理とはいえない。また、本件区割規定への改定に当たっても、まず各都道府県に定数を配分した上で同一都道府県内の選挙区を定める方式は維持された（平成24年改正法附則3条参照）が、この方式自体も、全定数等との関係で投票価値の平等と本質的に相容れない作用を及ぼすものでない限り、行政区画等の国会が合理的に考慮し得る諸要素に照らして直ちに不合理とはいえない。

もっとも、前記のとおり、憲法は、小選挙区制を採用した上で定数配分及び選挙区割りを決定する際の最も重要かつ基本的な基準として議員1人

当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを要求していると解され、特に衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められているのである。そうすると、小選挙区選出議員の全定数をまず各都道府県に配分する方式を採用する場合には、各都道府県間で人口に差がある以上、それだけで投票価値の平等を損なう要因を含んでいるのであるから、各都道府県への定数配分の段階では、他に国会が正当に考慮し得る合理的理由がない限り、人口比例を基本とする合理的な配分方式によることが要求され、さらに、配分された定数に対応する各選挙区間の人口の均衡を図るために選挙区割りについては、憲法の要求する1人1票の原則に照らし、非人口的要素を考慮するとしても、各選挙区間の人口の較差が最大でも2倍未満となることが要求されているものと解すべきである。

これを本件についてみると、本件区割規定は、平成24年改正法附則3条で各都道府県の定数を定めた段階でも、前記1(5)ないし(7)の0増5減の措置（すなわち、本件旧区割規定のうち、議員1人当たりの人口の少ない5県の定数（選挙区）をそれぞれ1減じ、17都県の42選挙区において選挙区割りを改める是正措置）における定数削減の対象とした県以外の都道府県については、1人別枠方式を採用した本件旧区割基準に基づいて配分された定数をそのまま維持しており、平成22年国勢調査の結果を基に1人別枠方式を廃止した後の全都道府県について、人口比例を基本とする合理的な配分方式に基づき定数の再配分を行ったものではない。このような改定は、国会における合意形成が容易ではない政治状況の下で平成23年大法廷判決の判断に明らかに反する状態を緊急に緩和するためになされた立法措置としては理解できるものの、小選挙区選出議員の全定数を全都道府県に上記配分方式に基づいて再配分しない合理的理由が明らかではない。人口比例を基本とする定数配分方式については様々な方式があり、そ

それぞれの方式に得失がある上、最終的には各選挙区間の人口の均衡を図ることが目標であって、各都道府県への定数配分はその中間点にすぎないから、憲法の投票価値の平等の要請に沿う合理的な定数配分方式を一義的に定め得るものではなく、その選択についても立法裁量があること自体は否定できない。しかし、そうであるとしても、少なくとも大半の都道府県について、人口比例を基本とした合理的な配分方式による定数の再配分及びこれに基づく選挙区割りをせず、既に立法時の合理性の失われた1人別枠方式の下で定められた定数配分及び選挙区割りをそのまま残した本件区割規定に合理性を認めることは困難である。そうすると、本件区割規定によっても、憲法が要求するところに沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず、人口変動により再び較差が2倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いなど、平成25年6月の改正時点から、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない状態にあったものである。

加えて、前提事実2(3)並びに前記1(9)及び(11)のとおり、総務省の発表によれば、同年9月2日現在の選挙人名簿登録者数を基にすると、その後の人口変動により、選挙区間の選挙人数の最大較差が2.090倍、最小選挙区と最大選挙区との較差が2倍以上となる選挙区が7となったことが判明し、さらに平成26年1月1日現在の住民基本台帳を前提とした試算では、選挙区間の人口の最大較差が2.109倍、最小選挙区との較差が2倍以上となる選挙区が14になり、同年12月の本件選挙時には、選挙区間の選挙人数の最大較差が2.129倍、最小選挙区との較差が2倍以上となる選挙区が13になっている。選挙区間の2倍以上の較差は1人に2票を許容するに等しく、憲法の要求する1人1票の原則を実質的に破壊している状態というべきであるから、国会が考慮し得る諸要素を最大限に勘案しても合理性は認め難い。

したがって、少なくとも本件選挙時点において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったといわざるを得ない。

これに対し、被告は、人口変動の結果として本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は2倍を超えたが、それ自体一定程度避け難いものである上、2.129倍と僅かに超えたにすぎず、平成25年大法廷判決では1人別枠方式の構造的な問題の最終的な解決は今後の国政調査の結果に基づく区割りの見直しを前提としていることなどからすると、直ちに憲法の要求に反する状態にあったとはいえないと主張する。

しかし、上記のとおり、選挙区間の選挙人数ないし人口の2倍以上の較差は憲法の要求する1人1票の原則を破壊しているに等しい状態にあるから、人口の変動を考慮しても合理性は認め難いし、国会は、1人別枠方式の立法時の合理性が失われたにもかかわらず、他に合理的理由がないのに全都道府県について人口比例を基本とした合理的な配分方式による定数の再配分を行わなかったから、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の要求に反する状態にあったというべきである。したがって、上記主張は結論を左右しない。

ウ そうすると、国会に広範な裁量権があること、人口の変動自体は一定程度避けられないことなどを考慮しても、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、本件選挙時点において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（いわゆる違憲状態）にあったと認められる。

### (3) 争点(2)（合理的期間論の適用の当否）について

#### ア 合理的期間論自体の当否について

原告らは、合理的期間論は、違憲状態の選挙を有効として憲法の最高法規性を否定する点で憲法98条1項に反する旨を主張する。

しかしながら、昭和51年大法廷判決以降、累次の最高裁判例が採用し

てきたいわゆる合理的期間論（定数配分又は選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている場合でも、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつた場合に初めて定数配分規定又は区割規定が憲法に違反するに至るとする判断枠組み）は、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと解される。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法の要求に反する状態にあると判断したとしても、裁判所自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正是国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有し、国会において自ら制度の見直しを行うことが想定されているものと解される。換言すれば、裁判所が選挙制度の憲法適合性について一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきである。

したがって、合理的期間論は、憲法の最高法規性を否定するものとはいえないから、原告らの上記主張は採用できない。

#### イ 合理的期間内における是正がされなかつたか否かについて

上記アのような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、選挙制度について憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される。そこで、本件において、憲法上要求される合理的期間内にお

ける是正がされなかつたといえるか否かについて検討する。

前記のとおり、平成23年大法廷判決が、①本件旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分については、それが、立法時の合理性が平成21年選挙時には失われていたにもかかわらず、選挙区間の選挙人数の較差が最大で2.304倍、較差2倍以上の選挙区の数も増加するといった選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となり、その不合理性が投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、②本件旧選挙区割りについても、それが、本件選挙時において上記の状態にあった1人別枠方式を含む本件旧区割基準に基づいて定められたものである以上、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとの判断を示したのは、平成23年3月23日である。したがって、国会においても、同時点で本件旧区割基準及び本件旧区割規定が上記の状態にあったと認識し得たから、国会は少なくとも同時点において上記状態を解消するための立法措置を講ずる責務を負ったことになる。

そして、これらの憲法の投票価値の平等に反する状態を解消するためには、平成25年11月20日に言い渡された平成25年大法廷判決も指摘するとおり、旧区画審設置法3条2項の定める1人別枠方式を廃止し、同条1項の趣旨に沿って平成22年国勢調査の結果を基に各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていたものである。これに対し、国会は、平成23年大法廷判決を踏まえ、紆余曲折の末、最終的には憲法の投票価値の平等に要求する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下に法改正の作業を進め、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定を削除した本件新区割基準（平成24年改正法）と平成22年国政調査の結果を基に選挙区間の人口較差を2倍未満に抑えるため

の前記 0 増 5 減による定数配分の見直しを含む本件区割規定（平成 25 年改正法）を同年 6 月に成立させたものの、0 増 5 減の対象とした 5 県以外の都道府県については 1 人別枠方式の下で配分された定数を維持し、平成 22 年国勢調査の結果を基に全都道府県について人口比例を基本とした合理的な配分方式により定数の再配分をしていないことは前記のとおりである。

もっとも、平成 23 年大法廷判決は、そもそも本件区割規定が立法される以前の本件旧区割基準及び本件旧区割規定の合憲性について判断したものである。また、同判決は、旧区画審設置法 3 条 1 項は投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであり、同条 2 項の 1 人別枠方式は立法時の合理性が失われているとの判断を示したが、同項を削除し、平成 22 年国勢調査の結果を基に選挙区間の人口の最大較差を 2 倍未満とする定数配分及びそれに基づく選挙区割りの改定をしても、全都道府県について人口比例を基本とした合理的な配分方式により定数を再配分しない限り憲法の要求に反する状態は解消されないとまでは明言していない。してみると、同判決の言渡日を本件区割規定のは正のための合理的期間の起算点とすべきであるとの原告らの主張は採用できない。

これに対し、平成 25 年大法廷判決は、平成 25 年改正法により成立した本件区割規定自体について、全体として新区画審設置法 3 条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず、そのため、人口変動により再び較差が 2 倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いなど、1 人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない状態にあることを明確に指摘しており、前記(2)イのとおり、現に総務省発表の試算では、最小選挙区に比して 2 倍以上の較差を生じる選挙区は、同年 9 月 2 日現在の選挙人名簿等の選挙人数によると 7 あり、平成 26 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳の人口によると 14 あることが示されている。

このようにみると、平成23年大法廷判決の判断を踏まえた平成25年大法廷判決の判断が示された平成25年11月20日の時点で、国会において、本件区割規定によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態が未だ解消されていないことを認識し得たというべきであり、その時点から本件選挙まで約1年1か月が経過していたことになる。

しかしながら、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を具体的に解消していくことは、多くの議員の身分にも直接関わる事柄であり、しかも平成6年の公職選挙法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた1人別枠方式により割り当てられた定数及び選挙区割りを見直した上でその再配分を行うもので、制度の仕組みの全面的見直しに準ずる作業を要するものということができ、これまでの立法の経緯等にも鑑みると、国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない（例えば人口比例を基本とした議員定数の配分方式1つをとってみても多種多様なものがあり、その得失を踏まえて調査検討を重ねた上で最終的に国会における合意を得るという作業は簡単なものではない。）。また、このような定数配分及びこれに基づく選挙区割りの見直しの際に、議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革といった基本的な政策課題が併せて議論の対象とされたことも、この問題の解決に向けての議論を収束させることを困難にする要因となっている。さらに、平成24年改正法、平成25年改正法によって、本件選挙までに1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定を削除して一時的にせよ全国の選挙区間の人口較差を2倍未満に収める緊急緩和の法改正がなされてきた。加えて、本件選挙前の平成26年6月に1票の較差を是正する方途などを諮問事項とする衆議院議長の諮問機関として選挙制度調査会が設置され、解散・本件選挙による中断があったものの、1人別枠方式に代わる各都道府県への定数配分方式の策定を含む制度的な投票価値の較差是正のル

ール作りなどの調査検討も進められている。

以上によると、本件選挙自体は、大半の都道府県について本件旧区割基準に基づいた定数配分を維持した本件区割規定によるもので、全都道府県について人口比例を基本とした合理的な配分方式により定数を再配分した上で選挙区割りすることによって1人別枠方式の構造的な問題を最終的に解決したものではなく、本件選挙当時における選挙区間の選挙人数の最大較差も2倍を超える状態にあったところではあるが、他方、現行制度の見直しについては様々な困難が伴い、合意の形成が容易でないことのほか、本件選挙までに法改正によって漸次的な見直しを重ねて緊急の是正が行われ、本件選挙の前後にわたり1人別枠方式に代わる各都道府県への定数配分方式の策定など較差是正のための選挙制度の整備に向けた検討も進められていることなどの諸事情もあることに照らすと、国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかつたということはできず、本件において憲法上要求される合理的期間を超過したものということとはできない。

これに対し、原告らは、区画審設置法4条、緊急是正法附則3条3項に照らしても合理的期間は経過していると主張する。しかしながら、原告ら指摘の各規定は、本来、各都道府県に対する定数配分方式が法律上定まっていることを前提に1年ないし6か月で各都道府県内の具体的選挙区割りを定めることを予定していたのに対し、現時点では、各都道府県に対する定数配分方式自体が法律上定まっておらず、様々な定数配分方式の得失も含めた制度の見直しが議論されており、それ自体国会の裁量を逸脱したものとはいえないから、上記主張をもって合理的期間が経過していることが明らかということはできない。

その他原告らは種々主張するが、いずれも結論を左右しない。

3 以上のとおりであって、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできないから、本件選挙の秋田県各区における選挙は無効とはいえない。

よつて、原告らの請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所秋田支部

裁判長裁判官 山 和 則

裁判官 有 賀 直 樹

裁判官 押 野 純

これは正本である。

平成27年3月24日

仙台高等裁判所秋田支部

裁判所書記官 大山光

